

和歌山県監査公表第4号

平成25年4月2日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年2月7日

和歌山県監査委員 保田 栄一
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 岸本 健
 和歌山県監査委員 森 礼子

- 1 包括外部監査の特定事件
 業務委託契約に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（指摘事項）	措置の内容
<p>第4 委託契約の管理方法等、全般的事項に対する結果及び意見</p> <p>1. 業務委託契約に関する契約管理のあり方について（P41 指摘①）【会計局総務事務集中課】</p> <p>① 委託先選定結果（入札結果）情報の公開漏れについて</p> <p>平成23年度における役務調達公開システムにおける入札結果公開状況を確認したところ、条件付き一般競争入札525件中24件、簡易公開調達1,532件中60件について委託先選定結果（落札結果）が公開されていないことが判明した。</p> <p>結果公開が漏れた理由としては、各課担当者によるシステム上の処理操作を失念していたことによる、とのことである。</p> <p>また、その他にも委託先が実際に決定されてから結果が公開されるまでに1ヶ月以上の期間を経ているものも見受けられた。</p> <p>結果公開の実施は、契約事務手続きの透明性を確保するための重要な手続きであり、適時かつ網羅的に実施すべきものである。各課への結果公開手続きの周知徹底を図るとともに、結果公開の状況について、管轄部署である総務事務集中課によるモニタリングを実施することが必要である。</p> <p>3. 情報システム調達ガイドラインの運用について（P45 指摘②）【企画政策局情報政策課】</p> <p>① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について</p>	<p>条件付き一般競争入札及び簡易公開調達の落札結果の公表漏れを起す課及びかいが発生しないよう、平成25年1月に「役務の調達事務マニュアル」を作成して落札結果公表事務を定型化させるとともに、入札事務の説明会を開催（平成25年1月9日、同月10日、同年8月23日及び同月27日）した。</p> <p>さらに、落札結果の公表漏れを防止するため、役務調達等公開システムの落札結果公表の入力画面の写しを支出負担行為（契約）決議書に添付させ、会計課及び振興局会計主幹が確認するほか、平成24年8月からは、総務事務集中課が1か月ごとに役務調達等公開システムで全案件を確認し、落札結果未公表のものについては注意することとした。</p>

<p>現時点における運用状況について確認したところ、「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価（システム構築目的の達成状況、費用対効果の達成状況）は行われていない。</p> <p>「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであり、平成24年度において「ガイドライン」に係る説明会を開催して、周知徹底を図っている。</p> <p>また、平成25年度からは、システム導入協議に合わせて、事前協議書の提出2ヶ月前から段階的に「ガイドライン」所定の様式による各種資料を提出させることにより、「ガイドライン」の運用定着を図っていくことを予定している。さらに、既存システムについても「ガイドライン」で要求されている事後的な評価を実施する予定とのことである。</p> <p>上記の通り、定着に向けた取り組みに着手されているが、「ガイドライン」が制定されてから5年以上が経過しており、迅速な対応がなされていない。上記取り組みを確実に遂行し、早急に、県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に従った運用を行っていくことが必要である。</p> <p>4. 検査調書の作成及び回付について（P46 指摘③）【会計局会計課】</p> <p>① 検査調書作成の徹底と、前金払のケースにおける会計課への回付について</p> <p>「検査調書」は、委託契約の履行確認を実施したことを示す重要な資料であるが、一部の委託契約において、「検査調書」が作成されていないものがあった。これは担当者が「検査調書」作成義務を承知していなかったこと、または、前金払のケースにおいては「検査調書」の作成は不要であると</p>	<p>平成25年度において、システム導入協議の際に「情報システム調達ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）所定の様式による各種資料の提出を義務付けるように「システム導入事前協議要領」の改正（平成25年9月24日施行）を行った。</p> <p>また、本改正について説明会を開催し、「ガイドライン」に従った運用について周知徹底を図るとともに、情報システム調達に係る予算要求時に、「ガイドライン」が要求する資料の整備を含めたシステム導入事前協議が適切になされているか確認できる体制を構築し、「ガイドライン」運用の徹底を図った。</p> <p>検査調書については、作成趣旨を適切に理解するよう、会計事務研修を実施して周知徹底した。</p> <p>委託料の全額を前金払するケースについては、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を改正し、平成25年4月からは、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付</p>
---	--

<p>誤解していたこと、といった理由によるものである。</p> <p>「検査調書」作成の趣旨を適切に理解し、作成を徹底するとともに、支払を行う会計課においても適切に確認を行う必要がある。</p> <p>また、委託料の後払いのケースにおいては、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを「検査調書」により確認を行っているが、前金払のケースにおいては、委託料は既に支払われているため、「検査調書」が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。</p> <p>事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認するように、前金払のケースにおいても「検査調書」を必ず会計課に回付する仕組みに変更する必要がある。</p> <p>第5 個別委託契約事務に対する結果及び意見</p> <p>【1】外郭団体との契約事務</p> <p>1. 和歌山県広域災害・救急医療情報システムの管理及び運營業務（P47 指摘④）【健康局医務課】</p> <p>① 再委託の未申請について</p> <p>再委託については、契約書第12条において、原則として禁止であるが、事前に県の書面による承諾を得た場合は可能とされている。当契約において、システムメンテナンス業務が県医師会及び歯科医師会に再委託されているが、県の書面による承諾は行われていなかった。</p> <p>契約書に基づき、再委託に関する事前の申請を求め、その是非について判断する必要がある。</p> <p>2. 地域医療支援センター運営事業（P48 指摘⑤）【健康局医務課】</p> <p>① 事業計画書の未入手について</p> <p>委託契約書第8条において、「委託事業開始時点には、委託者は県に対して事業計画書、収支予算書等を提出する」こととされているが、実際には事業計画書等の入手は行われていなかった。</p>	<p>するよう改め、会計課において検査調書を確認することとした。</p> <p>再委託の承認について、委託契約書に基づき、適切な手続を実施するよう徹底するとともに、委託先の公益財団法人和歌山県救急医療情報センターに対して指導を行った。</p> <p>なお、平成24年度から書面による再委託の事前承認を行っている。</p> <p>事業計画書等について委託契約書に基づき、事業開始時点で入手することとした。</p>
---	---

委託事業終了時点においては実績報告書
を入手しているものの、事業計画書がない
ことから計画と実績との比較が行うことが
できず、適切な履行確認が出来ていないと
考えられる。

委託事業開始時点において事業計画書を
入手し、その妥当性について検証したうえ
で、委託事業終了時点では実績との比較を
行うことにより、委託業務実施状況に対す
る評価を含めた履行確認を適切に実施する
ことが必要である。

7. 紀の川流域下水道の維持管理委託契約
(P55 指摘⑥)【河川・下水道局下水道課】

① 再委託の未承認について

再委託については、基本協定書第7条に
おいて、県の承認が必要とされている。現
在、汚泥の最終処理業務等を再委託してい
るが、これに関して内部での決裁が取られ
ておらず、県の承認がなされていない。ま
た、事後的な再委託の実績確認についても
実施されていない。今後、再委託について
事前承認を行うとともに再委託の実績を把
握し、事前承認のない再委託が行われてい
ないこと及び再委託金額の妥当性を検討す
るために、実績確認を行う必要がある。

8. 紀の川中流流域下水道の維持管理委託契
約 (P56 指摘⑦)【河川・下水道局下水道
課】

① 再委託の未承認について

再委託については、基本協定書第7条に
おいて、県の承認が必要とされている。現
在、汚泥の最終処理業務等を再委託してい
るが、これに関して内部での決裁が取られ
ておらず、県の承認がなされていない。ま
た、事後的な再委託の実績確認についても
実施されていない。今後、再委託について
事前承認を行うとともに再委託の実績を把
握し、事前承認のない再委託が行われてい
ないこと及び再委託金額の妥当性を検討す
るために、実績確認を行う必要がある。

11. 平成23年度認知症疾患医療センター運営
事業実施業務委託契約 (P61 指摘⑧)【福

再委託の内容については、維持管理委託業務
に係る予算編成時に、指定管理者である公益財
団法人和歌山県下水道公社にヒアリングを実施
し、詳細を把握するとともに、平成24年度から
事前承認を書面により行っている。また、事後
確認については、平成25年度から、実績報告に
際して必要な関係書類の提出について協定書に
記載することとした。

再委託の内容については、維持管理委託業務
に係る予算編成時に、指定管理者である公益財
団法人和歌山県下水道公社にヒアリングを実施
し、詳細を把握するとともに、平成24年度から
事前承認を書面により行っている。また、事後
確認については、平成25年度から、実績報告に
際して必要な関係書類の提出について協定書に
記載することとした。

<p>祉保健政策局障害福祉課】</p> <p>① 仕様書変更手続の不備について</p> <p>業務仕様書の「5. 業務内容(4)かかりつけ医等への研修の開催」において、「研修に要する費用のうち、特別旅費、需用費、使用料及び賃借料については、金 102 千円を限度として研修の受講者又は受託者が負担するものとする」と記載されている。しかし、委託業務として実施する研修において受託者が費用を負担する合理的な理由がないとして、年度内に県が費用を負担することを決定し、契約金額を変更しているが、仕様書の変更手続を経ることなく委託料を増額している。</p> <p>業務内容が当初の仕様書から変更となる場合は、仕様書の正式な変更手続を行う必要がある。</p> <p>② 契約金額変更承認書類の記載内容の不備について</p> <p>県では、平成 23 年 9 月に発生した台風の影響により、仕様書に記載された認知症患者医療連携協議会及びかかりつけ医等への研修の開催回数が減少したことに伴い、平成 24 年 3 月において再度見積りを徴取し委託費の契約金額を変更している。しかし、変更内容には、県全域協議会開催回数の減少による委託料の減額だけでなく、通常の事業運営の中で予算と乖離した、需用費の増額等が含まれているが、承認書類には委託料減額以外の変更内容は記載されていないまま決裁されている。</p> <p>契約金額の変更については、変更理由や変更内容を承認書類に明確に記載し、変更理由が合理的であるか、また、変更内容が妥当であるかについて慎重な検討を行った上で決裁する必要がある。</p> <p>17. 和歌山県国際交流センターの指定管理に係る業務委託 (P69 指摘⑨) 【企画政策局文化国際課】</p> <p>① 検査調書の未作成について</p> <p>県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収</p>	<p>平成24年度から年度途中での業務内容変更については、仕様書の変更手続を行うこととした。</p> <p>平成24年度から、契約金額の変更が必要な場合は、変更理由及び変更内容等を承認書類に明確に記載し、その理由、内容等が合理的及び妥当であるか検討した上で決裁することとした。</p> <p>前金払について、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実</p>
--	---

<p>調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、前金払のケースにおいては、検査調書は支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。</p> <p>事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。</p> <p>18. 和歌山県臓器移植連絡調整者設置事業 (P70 指摘⑩) 【健康局薬務課】</p> <p>① 適切な契約の締結について</p> <p>県は、災害対策本部を、委託先である角膜・腎臓移植推進協会の入居している県庁南別館に設置することになり、同協会に移転を依頼した。県は、同協会に対してその引越し費用を負担したが、簡便的に支払いを行うために本委託契約の変更契約として引越し費用の負担契約をしているが、本契約と当引越し費用の関連性は無い。</p> <p>正しい費目での支払いを行うために、県は、引越し費用について本契約とは別個の契約を締結すべきであった。</p> <p>【2】施設管理に関する契約事務</p> <p>8. 和歌山県発達障害者支援センター運営事業委託契約 (P82 指摘⑪) 【福祉保健政策局障害福祉課】</p> <p>① 検査調書の未作成について</p> <p>県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成さ</p>	<p>に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。</p> <p>なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。</p> <p>委託契約と関係のない内容については別契約とし、今後は適切に契約を締結することとした。</p> <p>平成24年度の委託契約から、検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成しており、今後適切に履行確認を行う。</p>
---	--

<p>れていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。</p> <p>10. 和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の管理業務委託契約（P84 指摘⑩）【森林・林業局森林整備課】</p> <p>① 再委託の未承認について</p> <p>県では、再委託については基本協定書第17条において県の承認を得ることとしているが、再委託の申請は行われておらず、指定管理者選定時の事業計画において委託予定業務の内容が記載されているのみである。再委託については経済性や業務の質の確保の観点から事前の承認を規定しているものであり、現状の方法では不十分であると言える。</p> <p>再委託については、県が承認する際の判断材料として十分なレベルの申請・承認が必要である。例えば、再委託業務について業務内容・再委託先・再委託金額等を示し、県の承認を得ることが考えられる。</p> <p>また、実施に際して承認が必要とされている再委託の業務について実績の報告を入手していない。申請と異なる再委託が行われていないかの確認を行うことも検討すべきである。</p> <p>② 変更事業計画の未承認について</p> <p>年度中に根来山げんきの森倶楽部より事業計画の変更の申請があったが、これについて県では供覧として決裁権限者である担当課長まで閲覧しているが、正式な決裁を経て承認通知文書の発行を行っていなかった。</p> <p>変更内容が自主事業の追加であり、また追加された事業が一時的なイベントの実施であったことから、正式な文書通知を省略したとのことであったが、事業計画の変更は重要な事項であり、正式な決裁を経た上で承認について文書通知すべきである。</p> <p>11. 護摩壇山森林公園管理業務委託契約（P86 指摘⑬）【森林・林業局森林整備課】</p> <p>① 事業計画の変更の未申請について</p> <p>平成23年度事業計画の提出当初は、自主</p>	<p>平成25年度から業務の再委託については、指定管理者より各再委託業務の委託先、業務内容等について再委託の承認申請書を提出させ、内容等を審査した上で書面により承認を行うこととした。また、各年度終了後、年度業務報告書とあわせて各業務の委託契約書等の写しを指定管理者より提出させ、業務の再委託が適正に行われているか確認を行うこととした。</p> <p>指定管理業務については、当該年度開始前に事業計画書を提出させ、内容等を審査し承認することとしているが、年度途中での一時的なイベント等について、正式な計画変更の承認申請手続を経ていなかった。</p> <p>今後は年度途中で、当初の事業計画書に記載のない業務内容の変更を行う場合、事前に県に計画変更の承認申請書を提出させ、承認手続を行うこととした。</p> <p>護摩壇山森林公園の管理棟では、平成23年度</p>
--	--

<p>事業としての食堂の運営を実施しないとしていたが、利用者の便宜を考慮して平成 23 年度中に食堂の運営を自主事業として実施することとなった。これについて口頭で田辺市から報告があったのみで、事業計画の変更申請を行っていなかった。</p> <p>事業計画の変更については、変更申請及び承認の正式な手続を経る必要がある。</p> <p>12. 和歌山県体力開発センター運営管理に関する年度協定（P87 指摘⑭）【生涯学習局スポーツ課】</p> <p>① 収支計算書の正確な記載について</p> <p>県は、「和歌山県体力開発センター運営管理に関する基本協定書」に基づき、年度終了後に、スポーツ振興財団から事業報告書入手しており、この中には収支の状況を示した「収支計算書」が含まれている。</p> <p>「収支計算書」の記載内容を確認すると、収支差額が 0 となるように、「その他の経費」が収入と支出の差額として記載されているが、「その他の経費」の内容についての詳細は不明とのことであった。</p> <p>当監査での質問を受けて、県からスポーツ振興財団に対して当該「その他の経費」の内訳について確認したところ、「その他の経費」の内訳の中に「財団会計への繰入」16,762 千円が入っており、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されていることになる。</p> <p>「和歌山県体力開発センター運営管理に関する基本協定書」によると、指定管理業務の実施による剰余金はインセンティブとして指定管理者の利益とすることとされている。そのため「収支計算書」上は収支差額として計上したうえで、指定管理者の利益として処理することが適切である。</p> <p>このように、現状の収支計算書では、実際に支出されていない金額が支出されたように読み取れる記載となっており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。</p> <p>県は、「和歌山県体力開発センター運営管</p>	<p>途中から利用者の利便性を考慮し食堂の運営を開始したが、事業計画書の記載がなされていなかった。</p> <p>今後は、年度途中で当初の事業計画書に記載のない業務内容の変更を行う場合、事前に県に計画変更の承認申請書を提出させ、承認手続を行うこととした。</p> <p>1 つの指定管理施設のみの会計においては、収支が赤字になる場合、年度途中で財団会計からの繰入れを行う必要があり、財団へ繰り入れた時点で収支計算書に記載すべきである。指定管理者は複数の施設を指定管理している団体であり、年度終了と同時に利益が発生した場合は財団会計に繰入れを行った上で事業報告書を作成しているため、収支計算書の支出科目に「財団会計への繰入」があることは問題ないと考えられるが、「その他の経費」の中に含まれ、実際に支出したように見えることは問題があった。</p> <p>このため年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把握できる収支計算書を収受することとした。</p>
---	---

<p>理に関する基本協定書」を前提とした正確な収支計算書を入手し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。</p> <p>② 検査調書の未作成について</p> <p>県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。</p> <p>13. 和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の運営管理に関する年度協定 (P90 指摘⑮) 【生涯学習局スポーツ課】</p> <p>① 収支計算書の正確な記載について</p> <p>上記 12 と同様、当契約においても、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。正確な収支計算書を入手し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。</p> <p>ただし、当指定管理事業においては、剰余金の使途が制限されていることから、収支差額については「財団会計への繰入」ではなく「次期繰越」として取り扱うことが適切である。</p> <p>② 検査調書の未作成について</p> <p>県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。</p> <p>14. 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール運営管理に関する協定 (P92 指摘⑯) 【生涯学習局スポーツ課】</p> <p>① 収支計算書の正確な記載について</p> <p>上記 12 と同様、当契約においても、収支計算書の「その他の経費」の中には、実際に支出していない金額が計上されており、指定管理業務の実態を把握するための資料として適切ではない。正確な収支計算書を</p>	<p>検査調書については、和歌山県財務規則第97条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。</p> <p>現在の協定書において、指定管理の実施による余剰金は収入インセンティブとして、指定管理者の利益とすることとなっている。年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把握できる収支計算書を収受することとした。</p> <p>検査調書については、和歌山県財務規則第 97 条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。</p> <p>年度終了後に入手する事業報告書中の収支計算書において、「その他の経費」の項目を無くし、詳細に記載するよう改善し、財団会計へ繰り入れる収益が把握できる収支計算書を収受することとした。</p>
--	---

入手し、指定管理業務の実態を適切にモニタリングする必要がある。

② 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

20. 和歌山県民文化会館の本館維持管理業務 (P102 指摘⑦) 【企画政策局文化国際課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。

【3】情報システムに関する契約事務

6. 和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借 (P115 指摘⑧) 【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成 19 年 3 月に「情報システム調達ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定して

検査調書については、和歌山県財務規則第 97 条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。

前金払については、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。

なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

いる。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成 19 年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況となっている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

7. 行政事務支援システム（職員ポータル等）仕様変更委託業務（P116 指摘⑱）【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成 19 年 3 月に「情報システム調達ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定している。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成 19 年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況とな

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

っている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

8. 情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借（P118 指摘⑳）【企画政策局情報政策課】

① 情報システム調達ガイドラインの適用の不徹底について

県では、情報システムの調達業務の基本的な考え方や事務手順を可視化し標準化・明確化することの必要性から、平成 19 年 3 月に「情報システム調達ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定している。当「ガイドライン」は、調達に先立っての現状分析の実施、適切な企画設計の実施、運用後の評価の実施等、一般的に情報システム調達に重要とされるプロセスへの対応を明確に示したものとなっているが、平成 19 年度の策定以後現在に至るまで、適切に運用がなされていない状況となっている。

当契約においても、「ガイドライン」策定後の導入事例であるにもかかわらず、「ガイドライン」で要求されている所定の資料等は作成されていない。別途定められている「システム導入事前協議要領」に基づく事前協議の過程で、現状分析の実施や費用対

平成25年度において、「情報システム調達ガイドライン」に基づき所定の資料を整備するとともに、システム構築目的の達成状況等事後評価を行った。

次回調達においては、本評価結果を基に、より適切なものとする。

効果の事前検証は実施されているが、「ガイドライン」で要求されている所定の資料は作成されておらず、「ガイドライン」に従った事後的な評価等は行われていない。

「ガイドライン」の周知と運用の徹底が十分になされていない状況は、県としても課題として認識しているとのことであるが、早急に、現在県が管理する情報システムについて、「ガイドライン」に要求される関連資料を整備し、その状況をモニタリングする必要がある。

【4】その他の契約事務

9. きのくに医・科学サポート事業業務委託（P129 指摘㉑）【生涯学習局スポーツ課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。

11. 文化振興事業委託業務（P131 指摘㉒）

【企画政策局文化国際課】

① 検査調書の未作成について

県では、「財務規則第 97 条」において、履行確認の結果として「検査調書又は検収調書」を作成しなければならないとしているが、当該業務について検査調書が作成されていなかった。履行確認を確実に実施するため、検査調書の作成が必要である。なお、当契約は委託料を前金払するものであり、検査調書が作成されたとしても、支払を行う会計課には回付される仕組みとはなっていない。後払いのケースでは、会計課が支払を行う前提として委託契約の履行確認が完了していることを検査調書により確認を行っているが、前金払のケースではそのような回付の仕組みがないため、委託契約の履行確認が完了していることを会計課が確認する機会がない。

事後的にはあるが、支払の妥当性を会

検査調書については、和歌山県財務規則第 97 条に基づき作成し、今後適正に履行確認を行う。

前金払については、和歌山県財務規則の遵守徹底を行い、適正な処理に努め、履行確認を確実に実施するため、検査調書を作成するよう改めた。

なお、委託料の全額を前金払するケースについては、委託契約の履行確認後に検査調書を会計課に回付し、その確認を受けるようにした。

<p>計課が確認できるように、前金払のケースにおいても検査調書を会計課に回付するよう仕組みを変更する必要がある。</p>	
--	--